

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

收入印紙貼付欄	
---------	--

監 査 契 約 書

委嘱者

受嘱者

委嘱者と受嘱者とは、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（以下「準用通則法」という。）所定の会計監査人の欠格事由のないこと、公認会計士の業務制限に当たらないこと及び日本公認会計士協会倫理規則に基づく独立性の保持を確認し、次のとおり監査契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約書に添付の「監査約款」は本契約と一体をなすものとして、委嘱者と受嘱者において効力を有するものである。

1. 監査の目的及び範囲

受嘱者は、独立の立場から、準用通則法第39条の規定に基づき、次に掲げる委嘱者の財務諸表等に対する意見等を表明することを目的として、監査を実施する。

（1）財務諸表監査

利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（以下「利益処分案等」という。）を除く財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、国立大学法人等業務実施コスト計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（注1）

（2）準用通則法が要求する利益処分案等及び決算報告書に対する意見

利益処分案等及び決算報告書

（3）事業報告書に対する報告

事業報告書（会計に関する部分に限る。）

（4）連結財務諸表監査（注2）

連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結剰余金計算書、重要な会計方針、その他の注記及び連結附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）

（注１）連結財務諸表が作成されず、財務諸表の附属明細書に関連公益法人等に関して記載している場合は、「附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）」とする。

（注２）連結財務諸表が作成されない場合は、削除する。

2. 監査の対象となる事業年度

第 期	自	平成	年	月	日
	至	平成	年	月	日

3. 監査責任者の氏名

公認会計士 ☐ ☐ ☐ ☐ （当該事業年度を含む継続関与会計期間○会計期間）

4. 監査責任者以外の主な監査従事者の氏名及び資格

公認会計士 ☐ ☐ ☐ ☐

5. 財務諸表等の提出期限

財務諸表（利益処分案等を含み、附属明細書を除く。）

	平成	年	月	日
事業報告書・決算報告書・附属明細書	平成	年	月	日
連結財務諸表（連結附属明細書を除く。）	平成	年	月	日（注）
連結附属明細書	平成	年	月	日（注）

（注）連結財務諸表が作成されない場合は、削除する。

6. 監査報告書等の提出期限

監査報告書	平成	年	月	日
参考資料	平成	年	月	日

7. 受嘱者との連絡に当たる委嘱者の役職員の氏名及び役職名又は所属部課

8. 監査予定時間数並びに従事場所、時期及び日程

(1) 監査予定時間

監査従事者の監査予定時間数については、受嘱者が定める監査計画に従い、次のとおりとする。

監査責任者	時間
公認会計士	
そ の 他	
計	時間

(2) 従事場所、時期及び日程

従事場所、時期及び日程については、受嘱者の申出に従い、別途協議する。

9. 委託審査に関する事項

- (1) 委嘱者は本監査に当たり、受嘱者が、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成20年10月17日 日本公認会計士協会）に基づき、（注）他の公認会計士に審査を委託することを了解する。審査担当員は、監査約款第11条に規定する守秘義務を負うものとする。

（注）監査事務所が、「監査意見表明のための委託審査要領」による審査以外の審査を委託する場合は、「監査意見表明のための委託審査要領」（平成20年10月17日 日本公認会計士協会）に基づき、」の記載を削除する。

(2) 審査担当員の氏名及び資格

公認会計士 ○ ○ ○ ○

10. 報酬の額及びその支払の時期

(1) 報酬の額 (内 委託審査に要する費用)

(2) 支払の時期

11. 経費の負担

12. 特 約

(1) 裁判の管轄

(2) 監査業務の定期的な検証 (注)

委嘱者は、受嘱者が、監査に関する品質管理基準に基づき、「監査業務の定期的な検証」を他の公認会計士に委託する場合があることを了解する。委託する場合には、事前に受嘱者は委託する他の公認会計士の氏名及び資格を委嘱者に通知し、委嘱者の承諾を得るものとする。委託された他の公認会計士も監査約款第11条に規定する守秘義務を負うものとする。

(注) 自らの事務所内で監査業務の定期的な検証が実施できる場合は、削除する。

(3) その他

本契約締結の証として本契約書 2 通を作成し当事者各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

委嘱者

受嘱者

監 査 約 款

第1条（監査の公共性）

委嘱者と受嘱者は、監査の公共性を認識し、互いに協力して、信義を守り誠実に本契約を履行するものとする。

第2条（受嘱者の責任）

受嘱者は、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して監査を行う。国立大学法人等の監査の基準で求められているとおり、受嘱者は、職業倫理に関する規定を遵守して、以下の各号に掲げる目的のため、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施する。

- 一 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類（案）（以下「利益処分案等」という。）を除き、連結財務諸表を含む。（注1）以下同じ。）に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得ること
 - 二 利益処分案等が法令に適合しているかどうか、及び決算報告書が国立大学法人（注2）の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認められるかどうかについて意見を表明すること
 - 三 事業報告書（会計に関する部分に限る。以下この条において同じ。）が財務諸表の記載と整合しているかについて確認を行い、国立大学法人（注2）の財政状態及び運営状況を正しく示していると認められるかどうかについて報告を行うこと
- 2 受嘱者の監査は、法規準拠性の観点からの監査（財務諸表、利益処分案等、決算報告書及び事業報告書（以下「財務諸表等」という。）に重要な影響を与える法令に準拠しているかどうかの観点からの監査をいう。）を含むものとし、受嘱者は財務諸表等に重要な影響を与える不正若しくは誤謬又は違法行為（以下「違法行為等」という。）の発見に積極的に努めるとともに、監査の実施過程において非効率的な取引等（経済性及び効率性等の観点から問題があると認められる取引及び会計事象をいう。以下同じ。）の発見に努めるものとする。なお、受嘱者の監査は、委嘱者が作成した財務諸表等の適正性の証明等を目的として行われるものであり、委嘱者の業務が効率的かつ効果的に実施されたことの証明並びにすべての違法行為等及び非効率的な取引等の発見を目的として行うものではない。
- 3 受嘱者は、財務諸表等監査の実施過程において、違法行為等（軽微な誤謬を除く。）を発見した場合は、財務諸表等に重要な影響を与えないものであっても、委嘱者の長及び監事又は文部科学大臣に報告するなど適切に対応しなければならない。
- 4 受嘱者は、財務諸表等監査の実施過程において、非効率的な取引等（軽微なものを除く。）を発見した場合は、委嘱者の長及び監事に報告する。

第3条（受嘱者の権限）

受嘱者は、委嘱者の財務諸表等の監査を行うに当たり、次の権限を有する。

- 一 受嘱者は、いつでも、委嘱者の会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は委嘱者の長その他の役員（監事を除く。）及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。
- 二 受嘱者は、その職務を行うため必要があるときは、委嘱者の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 三 受嘱者は、その職務を行うため必要があるときは、委嘱者の特定関連会社及び関連会社の監査を行うことができる。

第4条（監査の性質及び限界）

委嘱者は、財務諸表等の監査について次に掲げる事項を了解する。

- 一 監査においては、財務諸表等の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続を実施すること
- 二 監査手続は、受嘱者の判断により、違法行為等による財務諸表等の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用されること
- 三 受嘱者は、委嘱者の長が採用した会計方針及びその適用方法並びに委嘱者の長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討すること

2. 委嘱者は、監査及び内部統制の固有の限界のため、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準に準拠して、適切に監査を計画し実施しても、重要な虚偽表示が発見されないという回避できないリスクがあることを了解する。
3. 受嘱者の行う財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、受嘱者は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表等の作成と適正な表示等に関連する内部統制を検討する。なお、受嘱者は、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備を、適時に、書面により委嘱者の長及び監事に報告するものとする。

第5条（委嘱者の責任）

委嘱者の長は、次に掲げる責任を有する。

- 一 我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示すること
- 二 法令に適合した利益処分案等を作成すること
- 三 委嘱者の長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示す決算報告書を作成すること
- 四 事業報告書を作成し、国立大学法人（注2）の財政状態及び運営状況を正しく示すこと
- 五 違法行為等による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成するために、国立大学法人（注2）の長が必要と判断する内部統制を整備及び運用すること
- 六 受嘱者に以下を提供すること
 - ア 記録、文書及びその他の事項等、財務諸表等の作成に関連すると委嘱者が認識しているすべての情報を入手する機会
 - イ 監査報告書日までに開催される、経営協議会の議事録及び重要な稟議書
 - ウ 受嘱者から要請のある監査のための追加的な情報
 - エ 監査証拠を入手するために必要であると受嘱者が判断する、委嘱者の役員及び職員への制限のない質問や面談の機会
 - オ 監査の実施期間中における受嘱者の執務に適する場所及び連絡担当者
2. 委嘱者は、予定されている日程どおりに受嘱者が監査を完了できるよう、財務諸表等及びすべての関連する情報を受嘱者が適時に利用できるようにしなければならない。
3. 委嘱者は、受嘱者が効率的かつ適切に監査を実施できるよう受嘱者に全面的に協力し、関係部署（特定関連会社及び関連会社を含む。）に対し周知を図らなければならない。
4. 委嘱者は、第3条に規定する受嘱者の権限の行使のため、第1項から前項に規定する事項の他、その他適切な措置を執るよう努めなければならない。
5. 委嘱者の長は、監査報告書日の翌日から監査の対象となった財務諸表等を文部科学大臣に提出する日までの間に知るところとなった、財務諸表等に影響を及ぼす可能性のある事実を受嘱者に通知しなければならない。
6. 委嘱者は、受嘱者が監査計画の策定時、監査報告書日及びその他受嘱者が必要とするときに、委嘱者の長の確認書を入手することを了解する。委嘱者の長の確認書には、我が国において一般に公正妥当と認められる国立大学法人等の監査の基準で要求されている確認事項及びその他監査証拠を裏付けるために必要な確認事項並びに委嘱者の長が責任を果たした旨を記載するものとする。

第6条（監査報告書等の様式及び内容）

受嘱者は、日本公認会計士協会が公表した公会計委員会実務指針第6号「国立大学法人等監査に関する実務上の留意点」（改正を含む。）に従い監査報告書を作成する。

2. 委嘱者は、前項にかかわらず、受嘱者が、提出する監査報告書の意見の様式や類型及び記載内容について、監査の過程で判明した事項に基づき、状況に応じて変えることができることを了解する。

第7条（構成単位に関するコミュニケーション）（注3）

委嘱者は、委嘱者の構成単位（連結財務諸表に含まれる財務情報の作成単位となる企業又はその他の事業単位をいう。以下同じ。）に関するコミュニケーションについて、次に掲げる事項を了解する。

- 一 受嘱者と構成単位の監査人との間のコミュニケーションは制約されないこと

- 二 構成単位の監査人と構成単位の経営者又は構成単位の監査役等その他の統治責任者との間で、内部統制の重要な不備に関するものを含め、重要なコミュニケーションが行われた場合には、受嘱者に対してもその内容が伝達されること
- 三 規制当局と構成単位との間で財務報告事項に関連する重要なコミュニケーションが行われた場合には、受嘱者に対してもその内容が伝達されること
- 四 受嘱者が必要と認めた範囲において、次の事項を実施すること
 - ア 構成単位の情報を入手すること並びに構成単位の経営者、構成単位の監査役等その他の統治責任者及び構成単位の監査人（受嘱者が求める関連する監査調書を含む。）へ接すること
 - イ 構成単位の財務情報に関して作業を実施すること又は構成単位の監査人へ作業の実施を依頼すること

第8条（監事とのコミュニケーション）

受嘱者は、委嘱者の監事と連携し、有効な双方向のコミュニケーションを行って監査を実施する。

- 2. 委嘱者は、委嘱者の監事及び受嘱者が、実施した監査について相互に意見聴取及び意見陳述を行うことを認め、受嘱者が委嘱者の監事と連携し、有効な双方向のコミュニケーションを行って監査を実施できるように、十分配慮を行う。
- 3. 受嘱者は、委嘱者の監事に監査報告書等の写しを提出する。

第9条（他の公認会計士等又は外部専門家の利用）

委嘱者は、受嘱者が監査業務を行うに当たり、他の公認会計士等（受嘱者が所属するネットワーク内におけるネットワーク・ファームを含む。以下同じ。）を利用する場合があることを了解する。

- 2. 受嘱者が監査を実施する過程で、外部専門家の利用が必要と判断した場合には、外部専門家を監査に利用することができるものとする。

第10条（文部科学大臣等への情報提供）

文部科学大臣、国立大学法人評価委員会又は政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「文部科学大臣等」という。）が、法令に規定された権限の行使のために必要があるとして受嘱者に対して監査実施過程において知り得た委嘱者に係る情報の提供を求めた場合、又は、国立大学法人等の監査の基準において文部科学大臣に報告することが求められている事項について報告を求めた場合、受嘱者は文部科学大臣等に情報提供を行うことができるものとする。

第11条（守秘義務）

受嘱者は、業務上知り得た委嘱者及びその関係者の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密から除くものとする。

- 一 委嘱者から開示された時点で、既に公知となっていたもの
 - 二 委嘱者から開示された後で、受嘱者の責に帰すべき事由によらず公知となったもの
 - 三 委嘱者から開示された時点で、既に受嘱者が保有していたもの
 - 四 受嘱者が、正当な権限を有する第三者から開示されたもの
2. 委嘱者は、前項の正当な理由に、次の場合を含むことを了解する。
- 一 受嘱者が、公認会計士法に基づく公認会計士・監査審査会の求めに対する報告又は資料の提出等を行う場合
 - 二 受嘱者が、文部科学大臣等に第10条（注4）に定める情報提供を行う場合
 - 三 受嘱者が、日本公認会計士協会の会則等に基づき同協会の質問又は調査に応じる場合
 - 四 受嘱者が、監査業務の引継に際し、後任監査人（監査人予定者を含む。以下同じ。）からの質問及び監査調書の閲覧請求に応じる場合並びに後任監査人に財務諸表等における虚偽の表示に関わる情報又は状況を伝達する場合
 - 五 受嘱者が、監査業務において他の公認会計士等又は外部専門家を利用する場合
 - 六 受嘱者が、訴訟、調停又は審判等において職業上の利益の擁護のため必要な場合

第12条（資料等の帰属）

受嘱者が監査手続遂行上入手若しくは作成した委嘱者に関する諸資料又は質問若しくは確

認に対する回答書等で委嘱者に対して返還を予定していないものについては、受嘱者の所有とする。

第13条（監査報告書等の利用）

委嘱者は、受嘱者の作成した監査報告書について、受嘱者に無断で転載等をしてはならない。転載等をする場合には、監査の対象となった財務諸表等と一体として利用しなければならない。

第14条（独立性の保持に関する情報提供）

委嘱者と受嘱者は、監査が委嘱者と独立の立場を損なう利害及び独立の立場に疑いを招く外観を有する者によってはなし得ないことを理解し、本契約締結後においても、法令の特別の利害関係等及び日本公認会計士協会倫理規則の独立性を損なう事実の有無について相互に十分な情報を提供しなければならない。

第15条（報酬の改定の申出）

委嘱者の内部統制の不備、法人組織の改編、監査対象取引の増加、法人の統合等を原因として監査執務の時間数が予定を超えることとなった場合には、受嘱者はあらかじめ契約した報酬額の改定を申し出ることができるものとし、この場合には双方誠意をもって協議するものとする。

第16条（契約の解除・終了）

次の各号に該当する場合、受嘱者は委嘱者に対し、何らの催告をすることなく本契約を直ちに解除することができる。この場合において、委嘱者は、監査着手前においては既に支払った報酬の返還を要求せず、監査着手後においては契約した報酬の全額を受嘱者に支払うものとする。なお、委嘱者は、本項に基づき本契約が解除された場合、契約書本文に定められた支払の時期にかかわらず、受嘱者が請求した報酬の全額を直ちに支払うものとする。

- 一 委嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能になった場合
 - 二 委嘱者が、法令その他の遵守すべき規則又は規程を遵守しない場合
 - 三 委嘱者の役員又は主な取引先等が反社会的勢力であると判明した場合
 - 四 委嘱者が、その資産の保有等に関する適切な内部統制の整備又は法的若しくは物理的な措置を執らない場合
 - 五 委嘱者の役職員が受嘱者の業務遂行に誠実に対応しない場合等、受嘱者の委嘱者に対する信頼関係が著しく損なわれた場合
2. 受嘱者の責めに基づき本契約の履行が不可能となったとき（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第43条の規定により、受嘱者が文部科学大臣により会計監査人を解任された場合を含む。）は、委嘱者は本契約を解除することができる。この場合において、受嘱者は、既に受領した報酬を委嘱者に返還するものとする。
3. 委嘱者及び受嘱者の責めに帰すことができない事由等により本契約の履行が不可能となったときは、本契約は終了するものとし、報酬の取扱いについては双方協議の上決定又は解決するものとする。第14条（注4）に定める独立性を損なう事実が生じたことにより本契約を解除することになった場合も同様とする。
4. 本契約の解除又は終了の場合、受嘱者は、監査人予定者の指定に関する通知書を入手したときは、必要と認められた事項について十分な引継を行う。この場合において、委嘱者は、受嘱者が引継を行うために要した費用を負担する。
5. 本契約において裁判の管轄を定めた場合の当該裁判の管轄、第11条、第13条、本条、第17条及び第18条（注4）の定めは、本契約終了後もなお有効に存続するものとする。

第17条（損害の賠償）

委嘱者又は受嘱者は本契約に基づく義務の履行を怠ったときは、相手方に対し、その損害を賠償する。

第18条（その他）

本契約に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた事項については、双方誠意をもって協議して解決するものとする。

2. 前項の協議が整わない場合には、日本公認会計士協会紛議調停委員会に対し、文書をもって調停を請求することができる。

(注1) 連結財務諸表を作成しない場合には、「を除き、連結財務諸表を含む。」を「を除く。」に改める。

(注2) 大学共同利用機関法人においては、「国立大学法人」を「大学共同利用機関法人」に改める。

(注3) 連結財務諸表を作成しない場合には、第7条を削除し、第8条から第18条までを1条ずつ繰り上げる。

(注4) 連結財務諸表を作成しない場合において第7条を削除するときは、引用される条名を、1条ずつ繰り上げる。